農振指定受け

明年度は整備計画に着手

農業振興地域に関する法律が四十四年六月に国会で成立し、同年九月から施行になりました。この法律では、全国三千三百市町村のうち市街化しているところを除いた三千百十一町村を対象にして、農業振興地域を指定、指定された市町村では、農業振興地域整備計画を作成することになります。この整備計画は、土地利用区分について、田、畑、樹園地、採草放牧地、混牧林地などについて農業用の用途区分について明確に線引きを行ない、更に農業生産のための、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代的施設の整備についての基本的な計画を定めることになっております。更に同法では、農用地として線引きされた農地については、他の目的で転用をすることをきつく制限し、少なくとも十年間は農地として保全することとしています。その一方指定地域に対しては農業施策を集中して行ない、将来にわたって、農業生産を行なう地域として育成していくことにしています。

このような法律の定めにしたがって、横芝町も今年この指定をうけて事業を実施することになりました。

次に当町における作業手順を簡単に記して各位の御理解を載きたいと思います。来年三月を目途に町農業の基本構想の策定に取りかかることになっていますが、その間には農家組合等各種団体の会合に参加させていただき、この法律の説明会を行ない各位の御意見をもお聞きし、農業の振興計画を樹立するべく準備を進めることになっています。又、町では諮問機関として農業振興地域協議会を設置して意見を聞くことになっています。次に来年度は、計画の内容を更に具体的に検討を加え土地利用区分を設定、即ち田畑、樹園地等に用途別に指定し、これらの地帯の土地基盤の整備、近代化施設の整備、農地保有の合理化について基本的な計画を樹立し、自立農家の育成を図ると共に集団的栽培による農畜産物の団地化共同化を推進することになっています。

さて次にこの法律の内容について直接影響を及ぼす問題について簡単に記して各位の御理解を願いたいと思います従来農用地等の転用については、農地法による農地転用許可がありましたが、この法律に基づく農用地の指定を受けますと、農業外への転用は一切認められませんし、定められた田、畑等の用途区分も守らねばなりません。その他の除外区域については従来の農地転用許可がそのまま適用されます。したがって、現在農用地であっても十年以内に畜舎、住宅、工場等の用地になることが確実な土地は除外しておかねばなりません。又農用地に指定された区域については、町の振興計画にそくして、国、県の補助、融資が優先され、農業委員会が農用地等の権利移動のあっせんを行なった場合はいくつかの税制上の優遇措置（譲渡所得、登録税、不動産取得税）がありますが除外区域については適用されないことになっています。以上この法律の持つ概要を記して参りましたが、要は今後の農業振興をはかる地域を明らかにし、他産業なみの所得をうるための自立農家の育成と土地利用の高度化、農業の近代化のための諸条件を強力に整備し、都市に負けない農業地域を作りあげることにあります。

歳末たすけあい運動

十二月一日～三十一日

共同募金運動が十月一日から十二月三十一日までの間、三ケ月にわたって行なわれておりますが、特に十二月は歳末たすけあいの月として実施しております。この運動の目的は、みんなそろって明るいお正月を迎えられるために行なわれるもので、みなさんから集められた善意の浄財は地域の恵まれない人々が少しでも明るいお正月が迎えられるよう社会福祉協議会を通じて年末に越年資金や日用品などがおくられます。今年も近々婦人会役員の方々が各戸におい致しますので御協力下さるようお願い致します。

人権擁護週間始まる

町の特相日十二月七日

皆さんは、日常の会話において「人権問題」とか「人権じゅうりん」という言葉を耳にしたことはありませんか。人権とは、どのようなものかご存じでしょうか。人権とは国家社会において、すべての人間が幸福な生活を営むために欠くことのできない人間の権利で、人間であるかぎり誰れでももっているもので自分だけのものではありません。ところが、最近正しい人権思想の欠如から老人の虐待、親子の断絶をはじめ、暴力団や集団のリンチ事件、さらに今日の重大な社会問題である交通事故、公害等種々の人権問題が多発しております。人間が人間らしく取り扱われないで、みじめな扱いを受けるようなことは、いかなる理由をもってしても許されない人権の問題であります。また、人権思想の普及がないところでは、個人はもとよりのこと社会の繁栄は望めません。

そこで、住みよい社会をつくるには、お互に人権の尊さを自覚し、他人の権利を犯さないよう心がけなければなりません。わが国では、世界人権宣言の採択二十三周年を迎えるにあたり、十二月十日の「人権デー」を最終日とする一週間を「第二十三回人権週間」とし、各関係機関および団体の協力のもとに、広く国民に呼びかけ、人権意識の高揚をはかるため、各種の行事を行っております。もし不幸にして他人から人権を侵害された場合は、近くの人権擁護委員または千葉地方法務局にご相談下さい。また町では十二月七日中央公民館で町担当の三名の擁護委員によって特設相談が開設されます。

相談員
中村　淳氏（本町）
佐久間義一氏（木戸台）
平山喜代治氏（北清水）

交通事故防止に

会社々長が寄附

横芝町栗山、日進化成株式会社社長五十嵐博之さんは、このほど交通安全に役立ててほしいと横芝小学校正門前約一五〇メートルにわたり車両のスリップ止め舗装工事（約二十五万円）の寄附をしました同校前の道路は車両の通行が激しく特に登下校時には、通学児童が危険にさらされることが多く町でも良い対策がないかと苦慮していた時にこの話を聞いた五十嵐さんが自分の会社で道路舗装関係の仕事を扱っているので、路面にスリップ止めを施し車両の制動距離を短くすることにより少しでも交通事故防止に役立てばと寄附をしたという。町ではこの好意にたいして町長から感謝状を贈りました。

国をささえる若い力
陸　海　空
自衛官募集
詳細は役場総務課まで